

『神祇秘鈔』註解(二)

中世神祇信仰研究会

前回(本誌第十号)に引き続き、『神祇秘鈔』中巻の訓読と註解をお届けする。
 基本的には前回と変わるところはないが、とりあえず、中巻の内容についての簡単な案内と、使用底本について若干の補足をしておきたい。

中巻は「日本神生国事」「神仏本迹事」「依神明法楽顕善惡二辺事」「大神宮忌僧尼等事」「大神宮求聞持相応事」「神者為不生理又三千界主事」の全六条からなる。各条の具体的内容については、それぞれの条の解説をお読み頂くとして、中巻で取りあげられるテーマとして大きなものがふたつある。ひとつ目は神の本迹の問題である。第十二条の問いにもあるように、基本的には神を本地とし仏を垂迹とする「神本仏迹」を説くが、それは単に神の優位を説くためというよりは、神を本覚・本門であることにより、神仏の本迹や優劣を無化する方向の議論であるところに特徴を見出すことができよう。第十一・十二・十五・十六条がそれにあたる。

もうひとつのテーマは、神宮における法楽の問題である。これはいわゆる神宮の仏法忌避の問題として提起され、有名な第六天魔王契約説が引かれるが、議論はそこにとどまらない。第六天魔王説話は、魔王の目を欺くために表向きは仏法を近づけないのだという、いわば消極的な仏法忌避の理由説明であるが、本書はそれに加えて積極的理由を見出し展開する。神宮では幣帛を捧げず、念誦読経をしないのは、神が自受法楽しているからであり、神は心が清浄で所望がない無念寂靜の参詣を尊ぶというのである。すなわち何も唱えず、何も念じないことによつてこそ、所願は成就するのであり、そこでは僧尼であることは二次的な問題にすぎない。第六天魔王説話が、おそらく神官の側からの説明であるのに対して、こちらはより高度な教理的議論にまで高められているところに特徴がある。第十三・十四条を中心に、展開されている。

ところで、本稿が訓読の底本としている大須真福寺文庫本には、中巻の第四・第五丁に落丁がある。内容でいうと、第十二条の後半部分にあたる。そこで本稿では、その部分のみ、神道大系「真言神道(上)」所収本をもつて底本とした。以下に、書誌について簡単に記しておく。高野山三宝院文庫『神祇秘抄』(請求番号特23・三・5)、外題は「神祇秘抄 上中下 并日本得名」、法量は縦二十五・六センチ、横十五・二センチ、全四十一丁(うち三丁が「日本得名」)である。上巻末に朱で、下巻末に墨書で、「応永二十九年九月」の秀範の奥書と花押を記す。全編にわたり訓点を施すが、本文と同筆と思われるものはわずかで、ほとんどは朱による訓点の書き入れであり、さらに本文とは別筆と思われる墨書の訓点も若干見受けられる。本稿では、これらの訓点も参考に訓読をおこなった。ちなみに、高野山三宝院文庫には、もう一本、法寿院旧蔵の応永三十四年写『神祇秘抄』(請求番号 特11・三・61)がある。こちらは下巻のみで、全六条を収めるが、その内容は、真福寺文庫本とも、神道大系本とも異なり、真福寺本の巻頭目録に載せる順と一致する。この問題については、次回下巻掲載の際にまた触れることになるであろう。